

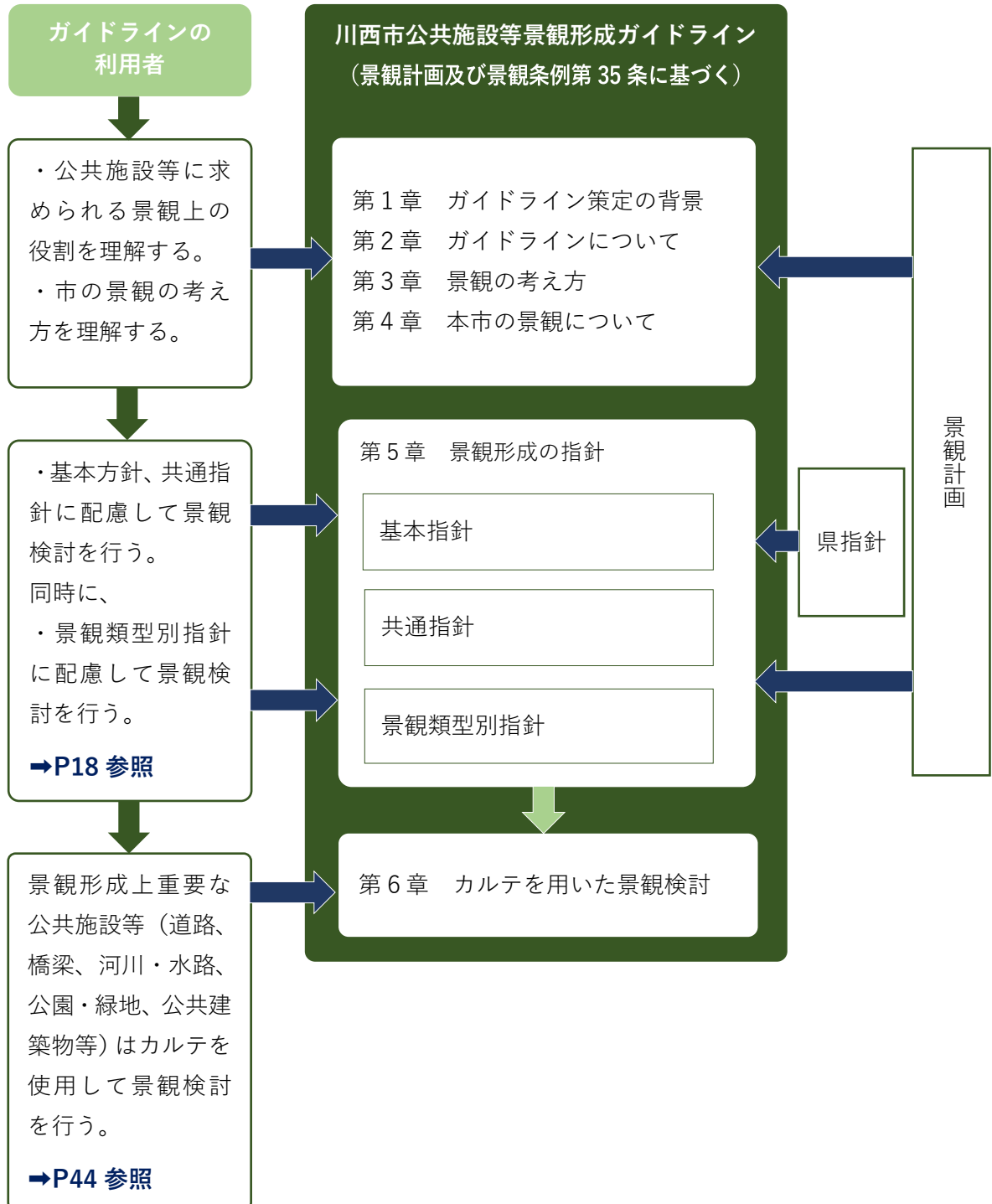
公共施設等の適切な景観整備・管理により
川西らしい景観づくりと育みを先導していくための

川西市公共施設等景観形成ガイドライン



第1章 ガイドライン策定の背景	
1-1 「川西市景観計画」の実現に向けて	2
1-2 景観形成における公共施設等の役割	2
第2章 ガイドラインについて	
2-1 策定の目的	2
2-2 位置づけ	2
2-3 ガイドラインの景観定義	3
2-4 ガイドラインが対象とする景観	4
2-5 ガイドラインの利用者	4
第3章 景観の考え方	
3-1 私たちと景観のつながり	5
3-2 景観の捉え方	5
3-3 公共施設等の整備主体が持つべき視点	7
第4章 本市の景観について	
4-1 基本的な考え方	8
4-2 本市の景観の特徴（景観類型）	10
第5章 景観形成の指針	
5-1 基本指針	17
5-2 共通指針	
(1) 全体指針	21
(2) 個別指針	24
5-3 景観類型別指針	
1 自然景観類型	31
2 集落・歴史・文化景観類型	33
3 開発団地景観類型	35
4 市街地景観類型	37
5 （景観形成重点地区）河川景観地区	39
6 （景観形成重点地区）川西能勢口駅前地区	41
第6章 カルテを用いた景観検討	
6-1 利用対象と対象施設	43
6-2 カルテ利用のフロー	44
別冊 景観検討のためのカルテ（チェックシート）	

ガイドラインの構成



第1章 ガイドライン策定の背景

1-1 「川西市景観計画」の実現に向けて

平成26年に、本市における魅力的な景観の形成をより一層推進するため、これからの景観形成の基本的な方向性と推進方策を示す「川西市景観計画」(以下、景観計画という。)を策定しました。景観計画では、市全域の建築物等の内、特に周辺の景観に大きな影響を与える大規模な建築物等について、建築等その他の際に届出を求め、「景観形成基準」への適合を審査することにより、良好な景観の形成に資するよう規制・誘導を行っています。

1-2 景観形成における公共施設等の役割

しかし、私たちの目に映る景観は、前述した届出等の審査対象となる大規模建築物等だけでなく、自然環境や、河川、道路、公園、公共建築物などの公共施設等が、重要な構成要素となっています。特に、市街地の基盤となる公共施設等は、不特定多数の人が利用し、多くの目に触れる機会の多い施設であることから、市のイメージを内外に印象づける重要な役割を担っています。

景観計画では、景観形成の推進方策3本柱の1つとして「公共施設等の景観形成」を掲げており、公共施設等はその整備及び維持・管理によって良好な景観の形成の先導役となる必要があることを定義しています。

第2章 ガイドラインについて

2-1 策定の目的

このように本市の景観形成上大きな意義・役割を持つ公共施設等について、これまで市が蓄積してきた施設整備や維持・管理についての知見や手法を、景観計画の実現を図っていく視点で整理し、とりまとめ、公共施設等の整備及び維持・管理に関わる者が一丸となって暮らしやすさを感じるとともに市民が誇りを持つことができる景観づくりを先導し、それが市民を含めた市全体の取り組みの起点となるよう「川西市公共施設等景観形成ガイドライン」(以下、ガイドラインという。)を策定します。

2-2 位置づけ

公共施設等の景観形成を巡っては、国土交通省により平成23年6月に景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」が策定されました。また、兵庫県では景観の形成等に関する条例に基づき「兵庫県公共施設景観指針」(以下、県指針という。)が策定されており、国や市が整備する公共施設等についても、指針に準じて景観の調和に配慮することが求められています。

そこで本市では、県指針及び景観計画を踏まえたガイドラインにより、公共施設等が担う広域的な機能に配慮するとともに、市独自の景観特性も踏まえた景観形成が公共施設等により推進されることを目指します。

2-3 ガイドラインの景観定義

○景観の定義

景観法や各種指針には、景観そのものに関する定義はなく、本ガイドラインの上位計画である景観計画においても、本市の景観の特徴を鳥瞰的に整理した景観類型別方針や目標は設けていますが、景観形成の基本となる景観そのものについては言及していません。

そこで、本ガイドラインでは、基本となる景観について定義するとともに、景観計画において本市の景観を面的景観、線的景観、点的景観に整理した景観類型との関係について明らかにすることで、ガイドラインが対象とする景観を定義し、公共施設等による良好な景観形成を推進します。

○基本となる景観（自然景観と文化景観）

景観は、自然景観、集落景観、都市景観というように、眺めの対象となる領域における人間生活の関与の度合いによって分類することができます。特に、集落景観と都市景観は「文化景観」として、自然景観とは対比的に人間の営みによって固有の景観を有しており、これら景観を捉えるには、物理的視点だけではなく、文化的視点（集落や都市の文脈を読み取る視点）により捉えることが重要です。

- ・自然景観とは、きめ細かな地形と豊かで変化に富む緑を感じることができる景観です。
(例：知明湖を取り巻く原風景としての自然)
- ・集落景観とは、人間の営みと自然が調和することで、地域独自の魅力を感じることができる景観です。(例：里山として手入れされてきた黒川地区の集落)
- ・都市景観とは、社会活動の場として都市環境が形成されてきた景観です。
(例：高度な都市機能が集積されてきた川西能勢口駅周辺)

なお、集落景観と都市景観は総合して、文化景観として定義します。

※文化財保護法における「文化的景観」は文化財の定義であり、文化景観とは意味が異なります。

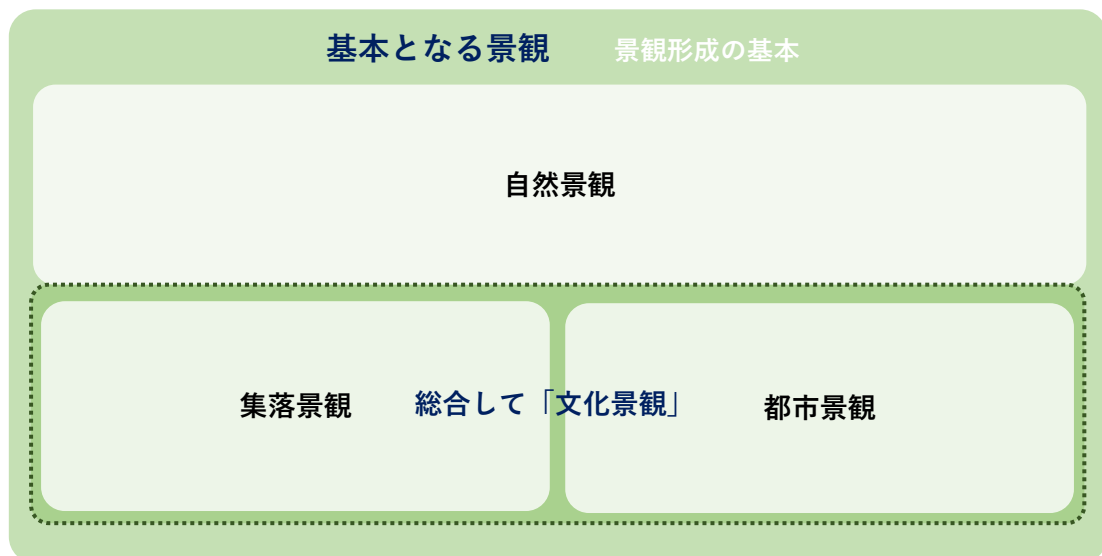


図 基本となる景観

2-4 ガイドラインが対象とする景観

ガイドラインが対象とする公共施設等は、線的景観、点的景観として存在するものですが、それらは面的景観の中にあり、面的景観との調和に配慮して一体の景観として捉えていくことで、自然景観、文化景観が形成されていきます。

そこで、ガイドラインは公共施設等が持つ線的、点的な景観類型を対象とします。

対象が自然景観、文化景観の面的な景観類型にマッチすることを求めることで、公共施設等単体への配慮だけでなく、施設が配置される場所の面的景観への配慮を求めます。

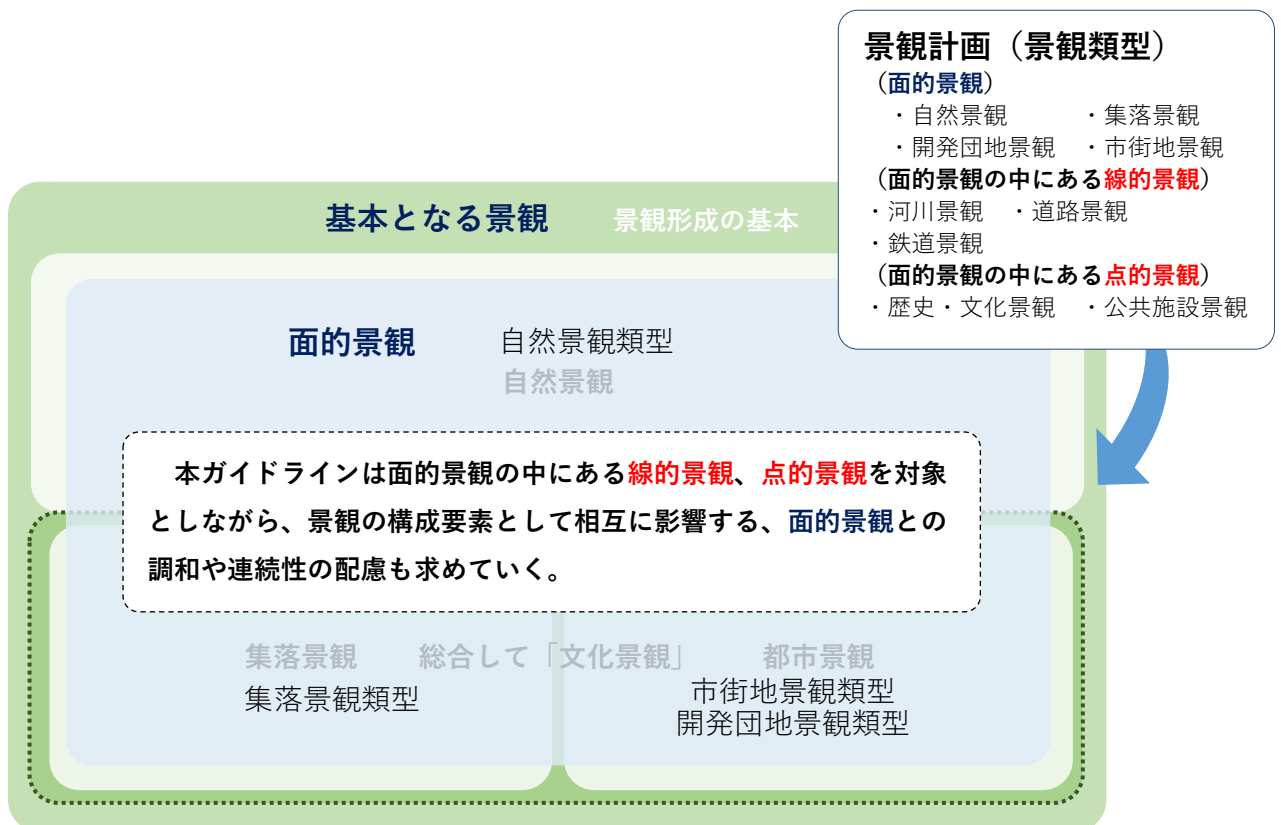


図 ガイドラインが対象とする景観

2-5 ガイドラインの利用者

本ガイドラインはすべての公共施設等の事業者を対象にしています。

景観検討にあたっては、ガイドラインをクリアすべき最低基準として考えるのではなく、公共施設等の整備及び維持・管理を通して本市の景観づくりを先導していく役割を果たしていくためのヒント集として活用し、主体的に川西らしい景観づくりに取り組むことが求められています。

3-1 私たちと景観のつながり

景観とは、色々な種類の建築物、山々の緑や河川などに加え、視覚以外でとらえた音や光、香りなど、様々な要素からなる空間（「景」）を、私たちが目にし、感じる（「観る」）ことでとらえるまちや地域の表情を意味しています。

したがって、「景観」は人それぞれの感じ方によって異なるものとも言えますが、一方で、多くの人が共感し、心地よいと感じる「美しい景観」があります。

歴史を伝える風格のあるまち並みの景観、広告物や建築物のデザインに統一感のあるまち並み景観などは、多くの人々が美しい、心地良いと感じるのではないのでしょうか。

このように、「美しい景観」とは、地域の歴史や人々が共有する価値観や文化の表れであり、単に視覚的に美しいというだけでなく、精神的な満足感や快適性、安全性なども含めた総合的なものであるということが出来ます。

3-2 景観の捉え方

景観は、見る位置や、方向、距離などの違いによって、見え方が様々に変化します。

私たちの生活シーンにおいては、身近な生活の場であったり、少し離れて見るまち並みであったり、遠くを眺めることで見えるまち並みなど、主に「近景」、「中景」、「遠景」の3つに区分されます。

1) 近景（身近な景観（生活シーン））

身近な生活の場における景観で、建築物のデザインや樹木の様子、人々の活動の様子がはっきりとわかる距離感を示しています。

2) 中景（地域の景観）

近景よりも遠くに見える、地域の広がりをとらえた景観で、まとまって見える住宅などの建築物群や、森林・樹木、河川など歩きながら周囲に見える連続したまち並みなどを示しています。

3) 遠景（眺望景観）

近景、中景の背景となる、遠くを眺めることで見ることが出来る景観のことで、まち並みや山並みがつくり出すスカイラインなどを示しています。

これらは景観を構成する要素として、まち全体として連続しており、良好な景観づくりを推進するためには、その連続性や調和を保つようにすることが重要です。

例えば、近景と中景を組み合わせた複合的な景観の捉え方もあります。

また、借景（庭の塀とその向こうにある山との関係性）の考え方を参考に、視距離の断続性を用いることで近景を際立たせることも出来ます。

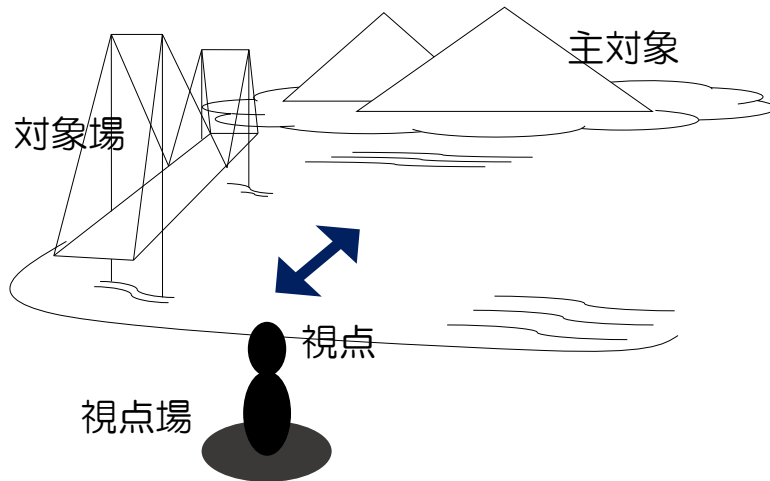


図 景観の捉え方（イメージ）

景観設計、景観検討の際は、「視点場」から「主対象」、「対象場」の見え方のみに注力してしまいがちですが、「主対象」、「対象場」側から「視点場」を見られることもあります。

「見る」側だけを意識するのではなく、「見られる」側を意識することで、連続性や調和を保ち、一体的で連続した景観を形成していくことができます。

（参考数値）

人間→人間の視距離		
表情の識別限界	顔の認識限界	人間の認知限界
12m	24m	1,200m
人間→樹木の視距離（樹冠6～8m）		
樹木単体	樹林（一団の樹木）	山並み
約 50m	約 1,000m	約 2,800m～5,000m

3-3 公共施設等の整備主体が持つべき視点

視点1 「良好な景観」について考える

ガイドラインの策定目的を踏まえ、公共施設等の整備及び維持・管理によって、公共施設等を「良好な景観」に設える必要があります。

公共施設等は、社会基盤を支える施設として、地域の生態系や、歴史文化に配慮することが求められます。そこで、前述した自然景観、文化景観の定義を踏まえて、計画地周辺の景観の形成経過を読み解き、公共施設等と地域の自然や歴史、風土との良好な関係をつくるための工夫を重ねることで、公共施設等に求められる多様な機能が融合された「良好な景観」に仕上がっていきます。

視点2 景観を「文化」として捉える

良好な景観の形成に向けては、施設単体の価値を高めるために、特別な装飾や、必要以上にコストをかける必要があると考えられることが多いですが、周辺の景観との調和を考えた場合、その場にとっては異質な存在になるなど、逆効果が大きいケースがほとんどです。

公共施設等の整備及び維持・管理による良好な景観の形成に向けては、計画地周辺の自然景観や集落・都市などの人工的景観の成り立ちを「文化」として捉えることで、地形や環境、自然、歴史文化を把握することが重要です。

視点3 普遍的な価値を探し、より多くの共感を生み出す

良好な景観の答えは1つとは限りません。それは、人によって景観の感じ方が違うからです。公共施設等の整備及び維持・管理にあたっては、計画地周辺の景観特性(地形や環境、自然、歴史文化)や施設を整備する前の人の動きや行動パターンに配慮し、それを踏まえた計画とすることで、普遍的な価値が生まれ、大多数の共感を得ることが可能です。

視点4 良好な景観は施設に愛着をもたらす

公共施設等は、市民生活と密接な関係にあり、周囲に与える影響が大きい施設です。このため、公共施設等の整備及び維持・管理に携わる者は、これから計画・整備しようとする公共施設等の本来の役割を踏まえた上で、長期間に渡って多くの市民に愛され、大切に使い続けてもらえるように、良好な景観の形成に取り組んでいくことが必要です。

4-1 基本的な考え方

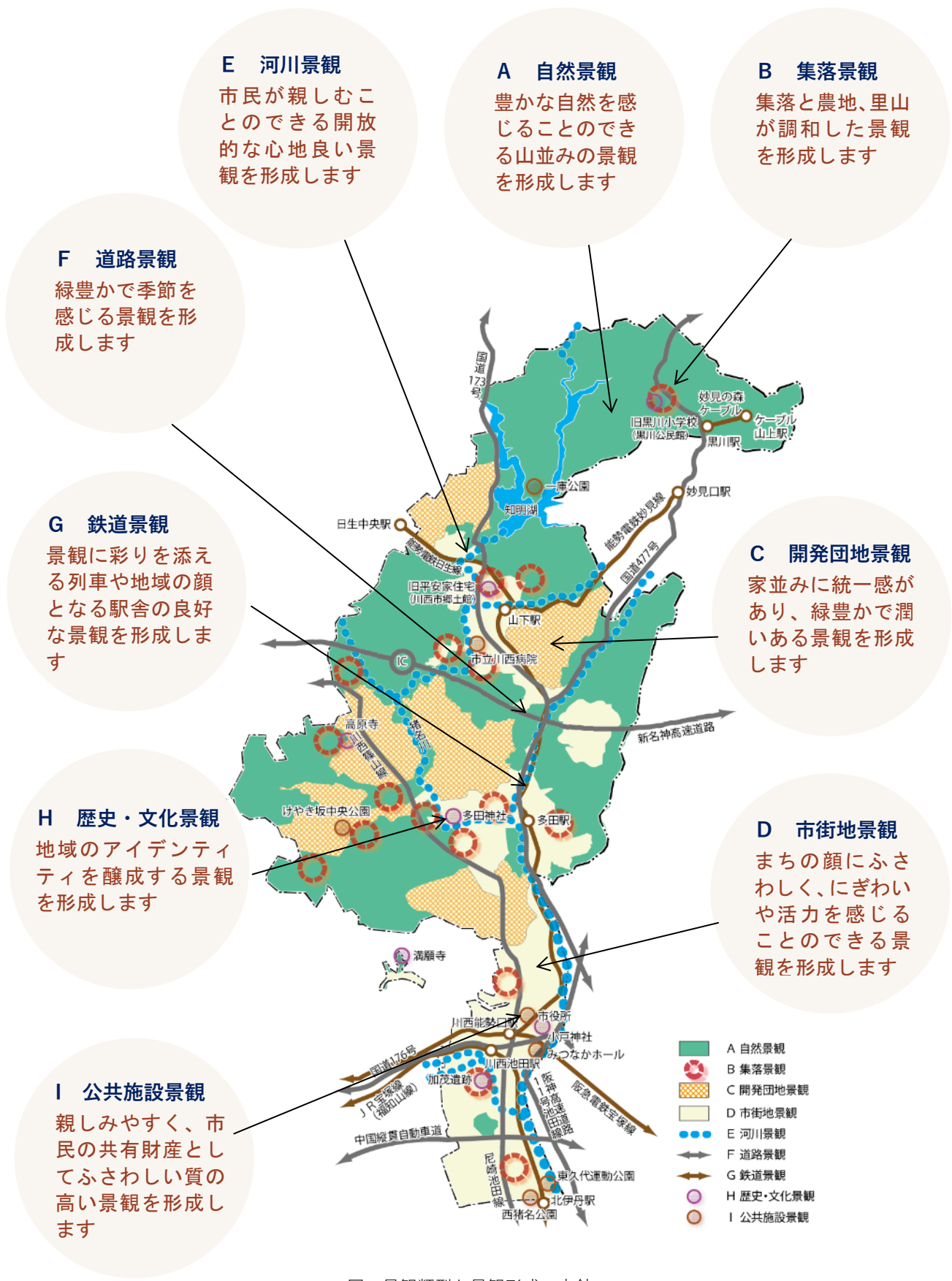
○本市の景観の成り立ちを理解する

本市の景観は、猪名川とその流れに沿って形成された段丘崖の自然緑地、北摂の山並みといった自然や、多田神社、満願寺などの歴史的遺産などがそれを特徴づけ、また魅力的なものとしています。加えて、川西能勢口駅周辺の市街地再開発事業や阪急電鉄・能勢電鉄の連続立体交差事業、北部や中部の丘陵地を中心としたニュータウン開発によって整備された市街地では、道路や公園などが整序されたまち並みが形成されています。

○本市の景観形成の考え方

景観計画では、前述の成り立ちを踏まえて、景観の姿を鳥瞰的に捉えるとともに、本市ならではの景観の特徴を表すため、次ページの図のように景観を類型化し、類型ごとに「景観形成の方針」を定めることで、目指すべき景観像を見出しています。

公共施設等の景観形成にあたっては、景観類型で示された本市の景観の特徴や景観形成の方針を十分に把握し、良好な景観の形成を推進する必要があります。



E 河川景観
市民が親しむことのできる開放的な心地良い景観を形成します

A 自然景観
豊かな自然を感じることもできる山並みの景観を形成します

B 集落景観
集落と農地、里山が調和した景観を形成します

F 道路景観
緑豊かで季節を感じる景観を形成します

G 鉄道景観
景観に彩りを添える列車や地域の顔となる駅舎の良好な景観を形成します

C 開発団地景観
家並みに統一感があり、緑豊かで潤いある景観を形成します

H 歴史・文化景観
地域のアイデンティティを醸成する景観を形成します

D 市街地景観
まちの顔にふさわしく、にぎわいや活力を感じることもできる景観を形成します

I 公共施設景観
親しみやすく、市民の共有財産としてふさわしい質の高い景観を形成します

- A 自然景観
- B 集落景観
- C 開発団地景観
- D 市街地景観
- E 河川景観
- F 道路景観
- G 鉄道景観
- H 歴史・文化景観
- I 公共施設景観

図 景観類型と景観形成の方針

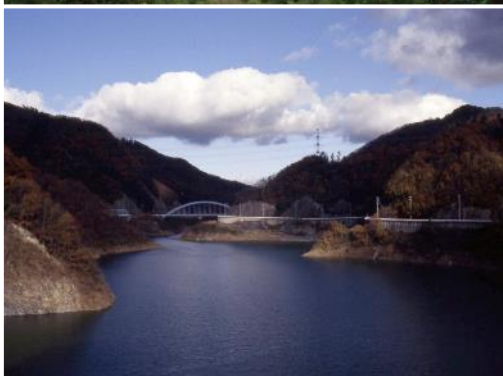
4-2 本市の景観の特徴（景観類型）

（1）基本となる面的景観



上 北摂山系の奥深い山並み

下 北摂の山並みと知明湖



上 黒川の里山と集落

下 笹部の棚田

A 自然景観

・市北部は山岳の起伏に富み、その一部は猪名川溪谷県立自然公園に指定されており、緑豊かな自然の景観が形成されています。

・こうした山並みは市域を縁どる緑となり、豊かな自然に包まれた住宅都市のイメージを形成する住宅地背後の緑の景観となっています。

・また、一庫ダムや「ダム湖百選」にも選ばれている知明湖などは、周囲の山並みと一体となり、豊かな水と緑を感じさせる景観のランドマークとなっています。

（例）北摂連山、妙見山、一庫ダム、知明湖など

B 集落景観

・黒川地区の里山と農村のある風景は、「にほんの里 100 選」に選ばれており、豊かな自然と暮らしが共生した集落の景観が形成されています。

・北部から中部にかけての山下・畦野・多田などでは、昔ながらに手入れされた田畑と集落が一体となった景観が形成されています。

・南部の加茂・久代などでは、田や桃畑、イチジク畑などの都市内の緑地と集落が一体となった景観が形成されています。

・集落の境界は、市街地の中で区別がつきにくくなっているものの、集落内部は、古くからの民家、社寺などが残り、落ち着いた歴史を感じさせる景観が形成されています。

（例）黒川、笹部、山下、畦野、多田、加茂、久代など



上 湯山台のまち並み
下 清和台のまち並みと多田グリーンハイツの遠望

C 開発団地景観

- ・丘陵地において、昭和 40 年代以降に大規模なニュータウンが開発され、低層戸建住宅を中心とした開発団地の景観が形成されています
 - ・計画的に開発された、色彩や形状に統一感のある家並みや団地内に計画的に配置された街路樹や道路は、整った印象を与える景観を形成しています。
 - ・団地内の公園は、住民に遊びやコミュニケーションの場を提供するとともに、住宅地における緑の景観の創出に寄与しています。
- (例) 日生ニュータウン、大和団地、清和台、多田グリーンハイツ、けやき坂、湯山台など

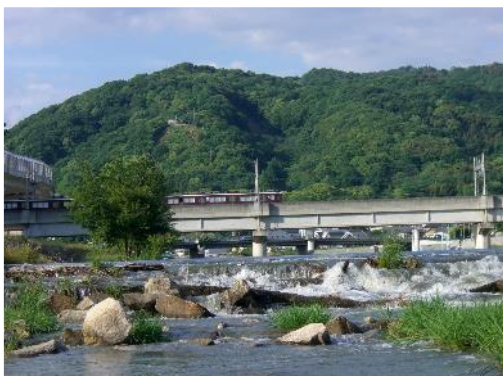


上 阪急川西能勢口駅前
下 小戸（鶴之荘）の住宅地

D 市街地景観

- ・川西能勢口駅、川西池田駅を中心とした中心市街地と、それを取り囲むように広がる住宅、工場、都市農地等が混在した市街地の景観が形成されています。
 - ・市の中心部である川西能勢口駅周辺では、市の玄関口として、市街地再開発事業や連続立体交差事業が行われ、高度な都市機能と商業機能が集積する、にぎわいのある中心市街地景観が形成されています。
 - ・戦前に開発された小戸（鶴之荘）、花屋敷などの住宅地では、規模の大きい戸建住宅が建ち並び、門扉、生垣、庭木などが潤いのある良好な住宅地景観を形成しています。
- (例) 北部と南部の市街地、川西能勢口駅周辺の中心市街地、小戸（鶴之荘）や花屋敷などの住宅地など

(2) 面的景観の中にある線的景観



上 北部の猪名川

下 南部の猪名川



上 川西篠山線

下 新名神高速道路と川西インター線

E 河川景観

・市域を南北に貫く猪名川は、一庫大路次川などと合流し大阪湾まで流れています。

・北部・中部では、渓谷緑地に代表される自然性の高い河川の景観が形成されています。一方、南部では、猪名川の川幅も広く緩やかな流れとなり、北部・中部・南部で景観の表情が変わります。

(例) 猪名川、一庫大路次川など

F 道路景観

・国道 173 号、川西篠山線、尼崎池田線が市域を南北に通過し、中心市街地と、その周囲の市街地や自然地域といった様々な景観を持つ地域を結んでいます。

・北部を東西方向に走る新名神高速道路、南部を東西方向に走る国道 176 号や中国縦貫自動車道、南北方向に市内を縦断する国道 173 号や阪神高速道路 11 号池田線などは、道路の景観そのものとなっていると同時に、移動しながら変化する景観を楽しむ視点場となっています。

(例) 国道 173 号、国道 176 号、川西篠山線、尼崎池田線、新名神高速道路、中国縦貫自動車道、阪神高速道路 11 号池田線など



上 猪名川橋梁（能勢電鉄）
下 妙見ケーブル

G 鉄道景観

・概ね能勢電鉄、JR が南北に、阪急電鉄が東西に延びる形で都市の骨格を形成しています。

・能勢電鉄のマルーン色の車両は、周囲の景観に彩りを添えるとともに、鉄道の景観そのものとなっています。また、電車で移動しながら多様な景観を楽しむことができます。

・妙見山では、山頂へ昇るケーブルカーが運行され、行楽客・参拝客が眼下に広がる自然景観を楽しむことができると同時に、車両そのものが景観のアクセントとなっています。

（例）能勢電鉄、阪急電鉄、JR 宝塚線（福知山線）、妙見ケーブル

（3）面的景観の中にある点的景観



上 多田神社
下 旧平安家住宅（川西市郷土館）

H 歴史・文化景観

・本市の歴史は古く、旧石器・縄文時代まで遡り、弥生時代には、現在の加茂1丁目付近に大規模な集落が形成され、その加茂遺跡は、近畿でも有数の環濠集落として、国史跡に指定されています。

・市内には、多田神社や満願寺、旧黒川小学校（黒川公民館）や旧平安家住宅（川西市郷土館）などの中世から近代にわたる歴史的資産があり、本市の歴史的経緯を感じさせる重要な景観資源となっています。

（例）加茂遺跡、多田神社や満願寺、旧黒川小学校（黒川公民館）や旧平安家住宅（川西市郷土館）など



上 キセラ川西プラザ
下 キセラ川西せせらぎ公園

Ⅰ 公共施設景観

・公共施設（河川、道路を除く。）には、公共建築物として、市役所、公民館、病院、学校などに加えて、芸術・文化の場としてキセラ川西プラザやみつなかホールなど多数あり、多くの市民に利用されています。また、公園として、一庫公園、西猪名公園、東久代運動公園やキセラ川西せせらぎ公園などがあります。

・市役所前のオープンスペースや特徴的な外観を有するみつなかホールなど、また緑豊かな山に囲まれ自然を満喫できる一庫公園や河川と一体となり開放感のある東久代運動公園などは、市全体や地域のシンボルとなる景観資源となっています。

（例）市役所、市立川西病院、キセラ川西プラザ、市立小学校・中学校などの公共建築物
一庫公園、西猪名公園、東久代運動公園、キセラ川西せせらぎ公園などの公園

（４）四季折々の景観

これまで見てきたような自然環境や建築物によって形成される景観は、いわば恒常的な景観で基本的には日々大きな変化を見せるものではありませんが、景観には、このようなものの他に日々刻々と変化していったり、一時的に現れたりする景観もあります。

市内では、北摂の山並み、道路沿いの並木などの新緑や紅葉が、まちの景観を鮮やかに彩ります。また、季節に合わせて花や緑などを楽しめる、「黒川ダリヤ園の開園」や「オープンガーデンの開催」などが行われています。さらには、「川西市源氏まつり」をはじめ、「猪名川花火大会」、「川西おもろ能」など、様々なイベントが折々に行われています。こうした四季折々の景観は、私たちに季節の変化を実感させ、また本市固有の歴史や文化を再認識させるだけでなく、まちを彩る重要な景観要素となっています。

① 四季の花と緑が彩る景観

北摂の山並み、道路沿いの並木、公園の樹木などの新緑や紅葉は、まちの景観を鮮やかに彩り、四季の巡りを感じさせます。さらに、市内には、「妙見山や水明台のエドヒガンの群生地」や「黒川ダリヤ園」など様々な花と緑の名所があり、四季折々に潤いある景観を見ることができます。また、本市では、市民と市が協働して「オープンガーデンの開催」に取り組んでいます。丁寧に手入れされた個人の庭園を楽しめる機会として市民に親しまれており、地域の景観の魅力向上に寄与しています。



黒川ダリヤ園



水明台のエドヒガン群生地

②折々のイベントや祭事が彩る景観

「川西市源氏まつり」では、絢爛な時代絵巻を繰り広げる懐古行列が練り歩き、源氏のふるさと川西の歴史や文化が感じられる景観を楽しむことができます。また、国際的な彫刻家の流政之氏がつくった石舞台「おもろ座」で開催されている「川西おもろ能」は、秋の夜、訪れた観客を幽玄の世界へと引き込む、非日常の景観を演出しています。古くからある寺社仏閣などでは、例祭や縁日なども盛んに行われており、山車神輿がまちを巡行する光景や浴衣姿で縁日に訪れる様子が見られます。また、猪名川の河川敷で行われる「猪名川花火大会」などのイベントには多くの人々が訪れ、その時期にしか見ることのできない地域固有の景観となっています。



川西市源氏まつり



猪名川花火大会

ここでは、第1章から第4章で整理してきたガイドラインが対象とする景観や市の景観の考え方（景観類型の考え方や景観形成の方針）を踏まえた上で、公共施設等の整備及び維持・管理にあたり配慮すべき「景観形成の指針」を示しています。

景観形成の指針は、基本指針、共通指針、景観類型別指針から構成されています。

5-1 基本指針では、景観形成全体の考え方を示しています。

5-2 共通指針では、より具体的な指針を全体指針として、現在を軸にして景観の「保全・形成（A 景観の保全・形成）」、「形成（B 景観の形成）」、「維持・保全（C 景観の維持・保全）」の段階別に示しています。

さらに、個別指針として景観の要素（法面、斜面・擁壁、舗装、付属施設（防護柵、公共サイン）、建築物）別に示しています。

5-3 景観類型別指針では、ガイドライン独自の景観類型を定義し、景観形成の方針等を踏まえた地域固有の景観の捉え方と、景観配慮のヒントを示しています。

この基本指針、共通指針、景観類型別指針を踏まえて、構想・計画段階、設計・施工及び維持・管理段階において検討を行うことで、公共施設等が先導役となって良好な景観の形成を推進します。

対象となる公共施設等の例と具体的な景観検討のフローは、次ページの対応表を参考にしてください。

対象となる 公共施設等 の例	第5章 景観形成の指針				第6章 カルテ 作成 →別冊
	5-1 基本指針 →P19～20	5-2 共通指針 (1)全体指針 →P21～23	(2)個別指針 →P24～27	5-3 景観類型別指針 →P30～42	
	①自然について ②歴史・文化について ③構造物について ④維持・管理等について	A 景観の 保全・形成 B 景観の形成 C 景観の維持・保全	1 法面、斜面 2 擁壁 3 護岸 4 舗装 5 付属施設 (防護柵、公共サイン) 6 建築物	1 自然景観 2 集落・歴史・文化 景観 3 開発団地景観 4 市街地景観 5 河川景観地区 6 川西能勢口駅前 地区	
景観検討のフロー [構想・計画、設計・施工、維持・管理の各段階]					
道路			(例) 1.2.4.5 に配慮する	必要	
河川・水路			(例) 1.2.3.5 に配慮する	必要	
橋梁	①～④	A～C	(例) 5 に配慮する	必要	
公園・緑地	計画地に 対応した指針 に配慮する	各段階に 対応した指針に 配慮する	(例) 1.2.4.5 に配慮する	必要	
公共建築物等			(例) 6 に配慮する	必要 ※	
上下水道等 その他 公共施設			対象による	不要	

※新築、増築のみ

図 対象となる公共施設等の例と配慮すべき景観形成の指針 対応表

5-1 基本指針

① 自然について

1. 自然地形の保全・活用

- ・地形改変を抑制し、山並みや、河川などの自然景観の骨格となる自然地形を保全する。
- ・特徴的な地形や樹林池などの自然景観をランドマーク等として活用する。

2. 自然がつくる連続性の確保

- ・計画地周辺の生態系、樹木や樹林池等の保全等により、景観や環境の分断の回避に努める。
- ・施工後は積極的に周辺自然の回復に努め、連続的な景観や環境の回復を図る。

3. 都市と自然のつながり

- ・自然地（山林など）から都市への緩やかで連続した自然景観の変遷を図り、秩序ある景観形成に努める。
- ・河川などの都市のなかにある自然要素の活用を図ったうえでの景観形成を検討する。

② 歴史・文化について

1. 歴史性・文化性の把握

- ・地域の核となる歴史・文化的景観資源と、周辺の歴史・文化を一括りにせず、それぞれについて保全や活用を検討する。

2. 歴史、文化資源の保全

- ・地域に残る歴史・文化的建造物等の景観資源を積極的に保全することで、地域ならではの景観の保全や活用における核となるよう努める。

3. 地域イメージの継承と創出

- ・地域を特徴づける景観資源や周辺施設の「素材」、「色彩」、「意匠」の活用により、地域になじんだ景観の形成や周辺環境との調和を図り、地域イメージの継承と創出に努める。

③ 構造物について

1. 施設デザインの工夫

- ・構造物の「素材」、「色彩」、「意匠」の工夫や緑化修景等により構造物そのものの景観の向上を図るとともに、周辺景観に違和感のない施設整備とする。

2. 良好な隣接事業のデザインの継承

- ・周辺の他の良好な公共事業と連携し、素材や色彩の統一、意匠の調整、施設配置の留意等により一体感、まとまり感のある空間づくりに努める。

④ 維持・管理等について

1. 維持管理

- ・適切な維持管理により、公共施設等による良好な景観形成の維持に努める。
- ・維持管理の容易な施設設計や、石材等のエイジングに耐える材料選択などについて構想・計画段階から検討する。

2. 修繕時等のデザインの継承

- ・施設の修繕にあたっては、整備当初の景観形成意図を理解し、修繕箇所が施設景観を損なわないように留意する。

3. 住民参加

- ・構想・計画段階から地域住民の意見を募り、地域ならではの景観の形成に関する理解が得られるように努める。
- ・地域住民による維持管理活動（清掃活動、緑化運動など）を支援し、活動の展開を図る。

4. 景観形成の検証

- ・評価形式（カルテ等）をもとに公共施設等による景観の向上を検証する。

5-2 共通指針

(1) 全体指針

現在を軸にして A~C の段階別に全体指針を示しています。6-2 カルテ利用のフローにおける「構想・計画段階」は A、「設計・施工段階」は B、「維持・管理段階」は C に対応しています。

A 景観の保全・形成段階（構想・計画段階）

A-1 参画と協働により景観を保全し、形成する

- ・地域住民や専門家等が把握している景観資源（歴史・文化的建造物、景観上重要な建造物等）や地域ならではの景観特性（地形や環境、自然、歴史・文化）を調査・把握し、それらとの調和を前提とした計画を行う。
- ・検討の初期段階からワークショップを実施するなど、市民、事業者等の参画を促す工夫を行う。
- ・日常的な点検や維持・管理において、市民、事業者と協働で行うことができる項目については、その実施に努める。
- ・市民、利用者意見等から景観上の問題点や課題を把握し、維持・管理等の機会に活かすように努める。
- ・公共施設等の維持・管理を行う市民団体の運営、活動等の支援を積極的に行う。
- ・公共施設等を利活用した、祭りやイベントなどを市民、利用者等と積極的に行う。

A-2 川西らしい自然、歴史・文化を表現する景観を保全し、形成する

- ・道路線形等を構想・計画する際は、周辺の自然環境との調和に配慮し、地形改変を抑制するとともに、既存の地形を最大限生かした計画を行う。
- ・周辺のまち並みや景観資源及びイベントや祭事等の地域の景観特性に配慮した計画を行う。

A-3 良好な景観を備えた施設の保全・形成は多くの共感を得る

- ・公共施設等は、市民の交流の場ともなる人々の生活に欠かすことのできない施設であることを認識し、それぞれの景観資源や地域ならではの景観特性を生かしながら、市民が親しむことのできる景観を備えた施設づくりを行う。
- ・上位計画、関連計画等を踏まえ、当該施設の位置づけを的確に把握する。

A-4 「育む」姿勢を持つことで景観を保全し、形成する

- ・整備当初の景観を保全することに注力するとともに、植栽による季節感の演出など、育む視点を持って景観形成を行うことで、良好な景観の向上に努める。

A-5 「なじんでいく」景観を評価することで景観を保全し、形成する

- ・景観資源の周辺で構想・計画を行う際は、景観資源の見え方に配慮するとともに、周辺の景観特性を踏まえたデザインを採用するなど、統一感のある景観形成を検討する。
- ・増築や改修等を行う場合は、整備当初の景観形成の意図を踏まえて計画し、景観保全に配慮する。また、機能性や耐久性が十分な場合は、使用されている材料や施設を極力再利用するよう努める。
- ・新しい材料等を使用する場合は、新旧の違和感が生じないように考慮する。ただし、歴史・文化的建造物等において本来の価値を維持することが必要な場合は、新旧の違いをあえて表現する維持・保全について検討を行う。

B 景観の形成段階（設計・施工段階）

B-1 関係者（事業に関わる全ての者）との早期かつ綿密な調整により景観形成を行う

- ・事業主体の異なる公共事業が近接して行われる場合、景観形成上の不調和を招かないように、原則として景観形成の配慮事項について事業者間で調整を行う。また、民間主体による事業についても調整を図ることが望ましい。
- ・道路、建築物、公園等の公共事業が複合的に実施される場合は、新たに魅力ある景観を形成する機会として、事業者間が連携して検討を行うことで、連続性や一体性に配慮する。

B-2 後戻りできない項目の調査・検討により景観形成を行う

- ・計画や工事が進捗すると後戻りができない項目を調査し、出来る限り早期かつ綿密に関係者や関係機関が一体となって構想・計画を行う。
- ・特に、道路線形や斜面・法面等、次段階において変更や修正が難しい項目は、各指針を踏まえて、入念に構想・計画を行う。

B-3 周辺施設や周辺景観と一体となった配置検討により景観形成を行う

- ・公共施設等は、周辺景観との調和に配慮することを原則とし、計画地の景観類型等を調査し、類型ごとに定められた「景観形成の方針」を踏まえて、周辺景観に馴染むように計画を行う。
- ・周辺景観に違和感を与えないように、施設等の占めるボリューム感等に配慮した形態、意匠等を検討する。
- ・計画地周辺の景観におけるランドマークとして位置づける公共施設等の場合、景観形成上の影響を踏まえ、庁内関係課との協議など、可能な限り早い段階から十分に調整・検討を行い、ランドマークにふさわしいデザインとなるように計画を行う。

B-4 施設デザインの工夫により景観形成を行う

- ・周辺景観と公共施設等が景観形成上調和するように、施設や構造物の見えがかり面の遮断やエッジの処理等を行う。
- ・公共施設等が、周辺景観から突出したものとならないように配慮し、過剰なデザインや色彩、装飾を避ける。

B-5 資源の有効活用（石材、木材等）により景観形成を行う

- ・伝統的な技術や地域の素材、色彩等を尊重し、景観資源や地域ならではの景観特性との調和を図る。
- ・木材等の地域に根差した伝統的素材等の積極的な利用を検討し、景観特性を生かした景観形成を図る。

C 景観の維持・保全段階（維持・管理段階）

C-1 動植物等の保全により景観維持・保全を行う

- ・計画地の樹木や樹林地を積極的に保全することにより、周辺景観を保全する。
- ・自然豊かな景観の保全を図るため、施設の位置・配置の工夫や多自然型工法を検討する。

C-2 清掃、美化による適切な維持・管理を計画的に行うことで景観維持・保全を行う

- ・施設整備後に清掃、美化等による適切な維持・管理が適切に行われないことは、景観形成上悪影響が大きいことを理解する。
- ・そのため、担当者の変更や所管部署、組織が変更した場合も、継続的・計画的に維持・管理が行われる仕組みづくりを検討する。

C-3 景観整備の意図を継承することで景観維持・保全を行う

- ・維持・管理の際は、可能な限り構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成上の意図把握に努め、景観形成の一貫性、継続性を確保する。それらを把握できる図面等がない場合は、施設の現状や周辺景観等を考慮し、景観形成上の考え方を整理した上で、カルテ等にまとめるように努める。
- ・指定管理者等、整備段階の主体と異なるものが維持・管理を行う場合は、施設の景観形成上の意図把握に努める。
- ・PFI手法等による民間事業者等の維持・管理により、公共施設等に屋外広告物を掲出する際は、特に慎重に景観面の検討を行い、周辺景観と調和した質の高いものを検討する。

C-4 時代の変化に機動的に対応することで景観維持・保全を行う

- ・経年による劣化や維持・管理上の課題、利用形態等の変化等によって、増築や新しい要素を導入する場合には、当初の景観形成上の意図を把握したうえで、構想・計画段階や設計・施工段階の留意点、デザイン手法により、改めて景観形成上の検討を行う。

(2) 個別指針

1 法面、斜面

1-1 地形改変の抑制、見えがかりへの配慮

- ・地形の改変に伴う長大な法面の発生は、周囲の景観に対して大きな違和感を与えることから、配置の工夫や擁壁の効果的な併用等により規模をできるだけ小さくする。

1-2 自然地形との調和

- ・自然地形との円滑な連続性を確保する法肩のラウンディング等、アースデザイン手法の導入により現況地形になじみやすい地形づくりを行う。

1-3 緑化修景

- ・法面は緑化可能な勾配や工法を採用し、原則として緑化を行うことにより、周辺景観との違和感の軽減を図る。
- ・法枠等を用いる場合には、構造物の固い印象をやわらげるため、法肩、法尻（法面前面）への緑化修景を行う。

1-4 配置、構造、形態、意匠、色彩など

- ・中～遠景からの見えがかりに配慮した配置検討や工法選定等により、長大法面の発生を避ける。
- ・緩勾配の法面工法の採用や法肩のラウンディング処理等により、法面の圧迫感等の軽減を図る。

2 擁壁

2-1 地形改変の抑制、見えがかりへの配慮

- ・擁壁を効果的に使用することにより、地形改変の規模・影響範囲をできるだけ小さくする。

2-2 緑化修景

- ・緑化ブロックなどの緑化工法の採用等、擁壁の緑化修景を行う。
- ・擁壁前面に緑化修景を行う等、壁面の見えがかりを小さくする。

2-3 自然素材の活用

- ・土留めや石積等は、木材（間伐材）や石材などの地場産材の活用等により、景観特性を踏まえた景観の形成を図る。

2-4 配置、構造、形態、意匠、色彩など

- ・できるだけ目立たせないための配置や工法の選定等を行う。
- ・コンクリート擁壁やブロック積擁壁では、表面処理などの意匠の工夫により、周辺景観との違和感をできるだけ小さなものとする。
- ・擁壁前面への植栽等により、威圧感や圧迫感の軽減を図る。

3 護岸

3-1 自然地形との調和

- ・水際の自然地形の活用を図る。

3-2 自然豊かな景観への配慮

- ・水域から陸域への移行帯（エコトーン）を保全し、自然豊かな景観の保全を図る。
- ・低水路護岸等において、水辺の生態系に配慮した多自然型の護岸工法を採用する。

3-3 周辺の自然環境との調和

- ・石材などの自然素材の活用等により、周辺の自然景観との調和を図る。

3-4 親水空間によるうるおいの景観の創出

- ・周辺地域のニーズに合わせ、親水護岸（緩斜面護岸、階段護岸、護岸下部の平場など）を設置する。

3-5 歴史・文化に根ざした景観資源の保全、活用

- ・地域に残る歴史的な構造物等の保全を図る。

3-6 伝統的な素材や工法の検討

- ・自然、歴史・文化的に良好な景観が残る地域においては、石積護岸などの伝統的な河川工法の採用等により、周辺景観との調和を図る。

4 舗装

4-1 緑とのふれあいの場の創出

- ・駐車場等へ芝等を採用し、緑豊かな景観形成を図る。

4-2 周辺の自然環境との調和

- ・自然になじみやすい素材や落ち着いた色彩の舗装を選定し、自然景観との調和を図る。
- ・舗装材の透水性、保水性等に配慮し、ヒートアイランドの軽減に努める。

4-3 周辺のまち並みとの調和

- ・にぎわいのある市街地景観や、歴史・文化景観など周辺の景観特性に応じ、まち並みと調和する意匠、色彩の選定を行う。

4-4 伝統的な素材や工法の検討

- ・歴史・文化的景観を有する地域では、石材の活用や落ち着いた色彩の舗装材の採用等により、まち並み景観との調和を図る。

4-5 地域に根ざした自然素材の活用

- ・地場産材の活用等により、個性豊かな地域ならではの景観の形成を図る。

4-6 配置、構造、形態、意匠、色彩など

- ・周辺景観に配慮し、極端な配色や過剰なデザインを避ける。
- ・同時に使用する素材や色彩を限定することにより、統一感のある景観形成を図る。
- ・使用する色彩や素材に配慮し、施設間で調和の取れた景観形成を図る。

5 付属施設（防護柵、公共サイン）

5-1 緑とのふれあいの場の創出

- ・市街地景観の中でも「にぎわい」の場においては、花木や草花等を活用した景観の演出を行う。

5-2 周辺の自然環境との調和

- ・落ち着いた色彩の選定や自然素材を用いた施設整備等により、自然景観との調和を図る。
- ・自然の眺望景観を妨げない施設配置や構造の検討等により、眺望景観等の保全・活用を図る。

5-3 周辺のまち並みとの調和

- ・にぎわいある市街地景観や歴史・文化景観を有する地区など周辺の景観特性に応じ、まち並みと調和する意匠、色彩の選定を行う。

5-4 伝統的な素材や工法の検討

- ・伝統的なまち並みが残る地域では、地域の伝統的な素材や色彩を尊重した施設とし、まち並み景観との調和を図る。

5-5 地域に根ざした自然素材の活用

- ・地場産材の活用等により、個性豊かな地域ならではの景観の形成を図る。

5-6 配置、構造、形態、意匠、色彩など

- ・周辺景観に配慮し、極端な配色や過剰なデザイン、過度の照明等を避ける。
- ・同時に使用する素材や色彩を限定することにより、統一感のある景観の形成を図る。
- ・煩雑な景観とならないよう施設付属物の数や位置、配置に配慮し、計画的な施設整備を行う。

5-7 周辺公共事業との調和

- ・使用する色彩や素材に配慮し、施設間で調和の取れた景観形成を図る。
- ・支柱の共用等、施設の統合によりすっきりとした景観形成を図る。

6 建築物

6-1 地形変更の抑制、見えがかりへの配慮

- ・自然地形を活用した施設配置等により、造成規模の縮小を図る。
- ・地域で親しまれている山・谷筋などへの視線を遮らないよう努める。

6-2 自然地形との調和

- ・山並みなどの自然景観の保全・活用に配慮した施設計画を行う。
- ・計画地内の既存樹木、樹林地の積極的な保全・活用を図る。

6-3 緑化修景

- ・周辺植生構成種を活用した緑化修景等により、自然環境になじみやすい景観の形成を図る。

6-4 緑とのふれあいの場の創出

- ・花木や落葉樹を効果的に配植し、季節感やうるおいのある景観の形成を図る。
- ・建築物の屋上や壁面、駐車場等、敷地内の積極的な緑化により、緑豊かな景観形成を図る。

6-5 周辺自然环境との調和

- ・建築物の素材や色彩に配慮し、周辺自然景観との調和を図る。

6-6 周辺のまち並みとの調和

- ・建物高さや壁面位置、意匠等が揃った市街地では、周辺との連続性に配慮し、突出したもののとなることを避ける。
- ・計画地接道部の緑化修景等により、周辺市街地等における緑の景観形成を図る。

6-7 水辺特有の広がりのある景観の活用

- ・施設配置等に留意し、水辺の眺望景観の積極的な活用を図る。

6-8 歴史・文化に根ざした景観資源の保全、活用

- ・地域の伝統様式や意匠を効果的に取り入れる等、地域のシンボルともなる施設整備を図る。
- ・地域の歴史・文化的建造物の保全を図り、必要に応じ、新たな利用法に活用する。

6-9 伝統的な素材や工法の検討

- ・地域の伝統的な素材や色彩を活用した施設整備等により、地域ならではの景観との調和を図る。

6-10 地域に根ざした自然素材の活用

- ・外壁や外構への石材や木材（間伐材等）等の地場産材の活用等により、周辺景観との調和を図る。

6-11 配置、構造、形態、意匠、色彩など

- ・適切な分棟や壁面の分節等により、周辺景観との調和を図る。
- ・敷地境界からのセットバックや外周の緑化等により、近隣への圧迫感の軽減を図る。
- ・バックヤードや屋上設備の隠蔽等により、周辺に対して違和感のない景観形成を図る。
- ・色彩には調和しやすい組み合わせがあることを踏まえて、色相の近い類似色の使用や、明度と彩度の組み合わせにより色調（トーン）を揃える方法を検討する。
- ・外壁の色彩は、地域やまち並みの中でみられる色彩の中から突出しない色彩を検討する。
- ・屋根の色彩は、外観の安定感に配慮して、外壁よりも低彩度、低明度の色彩を使用することを検討する。
- ・太陽光パネル等の省エネ機器の設置にあたっては、周辺景観との違和感の軽減に努める。

6-12 周辺公共事業との調和

- ・基調となる色や素材等について地域や施設間での統一・調和を図り、まとまりのある景観の形成を図る。
- ・公共建築物によってまとまった街区が形成される場合等においては、電線の地中化の検討を行う。

参考 色彩基準について

1 色彩基準の考え方

- ・一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表記されますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、一つの色を正確かつ客観的に表すことはできません。
- ・そこで、景観計画及び本ガイドラインにおける色彩の運用にあたっては、日本工業規格（JIS Z8721 色の表示方法—三属性による表示）にも採用されている国際的な尺度であるマンセル表色系を採用しています。

2 色相（いろあい）

- ・色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

3 明度（あかるさ）

- ・明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

4 彩度（あざやかさ）

- ・彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色は14程度です。

5 マンセル記号

- ・マンセル記号は、色相、明度、彩度の属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、色相、明度／彩度を組み合わせ、無彩色はニュートラルを表すNと明度を組み合わせ、例 5YR8.5/1.5、N4.0

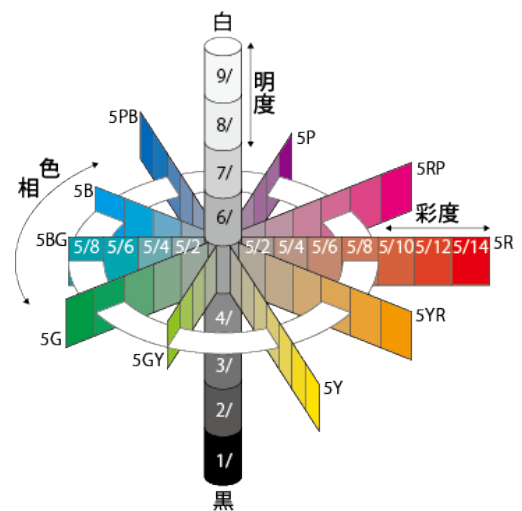


図 マンセル表色系のしくみ

5-3 景観類型別指針

景観計画では本市の景観の特徴を踏まえて11分類に類型化していますが、本ガイドラインでは6分類に集約化することで、景観の特徴を把握しやすくするとともに、明確な指針を示します。

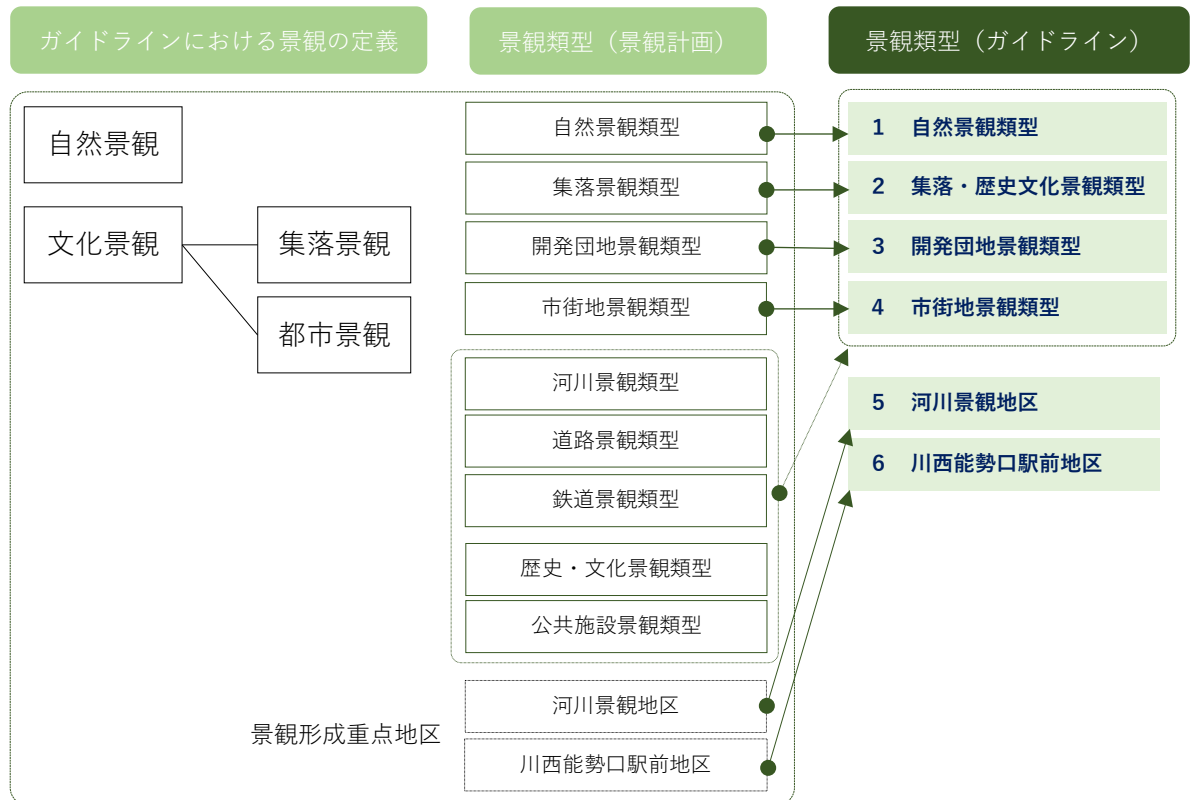


図 景観計画とのリンク

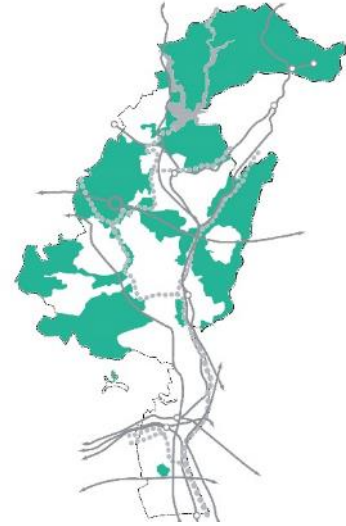
1 自然景観類型



道路から眺望できる山並み景観に配慮したガードパイプ（黒川）



自然景観を活用するとともに調和にも配慮した広場の様子（国崎）



※すべての市街化調整区域

図 位置と区域

●自然景観類型における特徴

- ・市域を縁どる山並みは、住宅地や道路などから眺めることのできる緑の景観を形成し、都市と自然の調和や親近感を印象付けている。
- ・一庫ダムや知明湖付近は猪名川渓谷県立自然公園に指定され、妙見山の周辺は、ハイキングやキャンプ、ケーブルカーを利用した登山などのレクリエーションの場として利用されており、遠くを見渡す眺望や、四季折々の風景を楽しむことができる。

●特徴を踏まえた類型別指針

景観形成の方針

豊かな自然を感じることできる山並みの景観を形成

1. 眺望の保全

一庫ダム及び知明湖周辺からの眺望景観には、周囲に連なる山々や里山集落など多様な景観特性を有しており、特に知明湖周辺道路から見える知明湖と山々、里山の沿道景観は潤いと安らぎを与える景観形成を成すことから眺望景観の保全に努める。

2. 樹林地の保全

道路の位置や線形の配慮等により、良好な樹林地や象徴的な樹林の保全を図る等、特徴ある沿道景観の形成を図る。

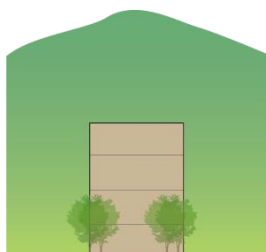
3. 自然環境との調和

周辺の自然環境との調和について十分に配慮し、良好な眺望景観の保全のため、周辺のスケール感や色彩、視点位置を考慮した構造形式とすること。

●自然景観類型における景観配慮のヒント

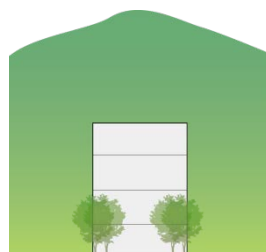
- ・建築物等の色彩計画

“緑になじませる”色づかいの例



緑の明度に近づけて、彩度を低く抑えたアースカラー（大地や木の幹の色等）を用いて緑になじませる工夫

“緑が映える”色づかいの例



緑と明度差をつけて緑が映えるようにする工夫

- ・樹木の緑の色彩

樹木などの葉の色彩は、GY系の色相を中心に、YR～Y系の範囲にあり、明度は4～7、彩度は4以下です。紅葉の頃には、色相がR～Y系に移行し、彩度が6以下になることがある。



緑が濃い時期



紅葉の時期

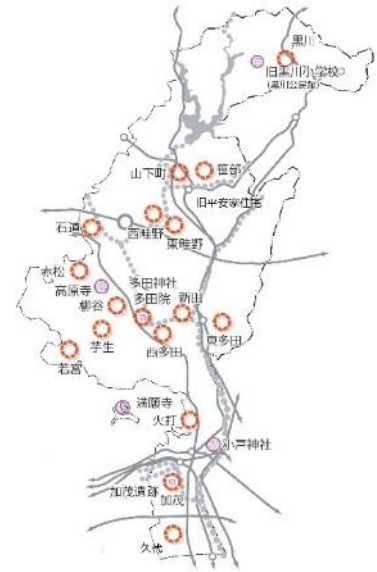
2 集落・歴史・文化景観類型



文化が継承されることで保全されてきた里山景観の様子（黒川）



地域景観の核として保全されてきた景観資源の様子（旧黒川小学校）



※集落、歴史・文化的景観資源の概ねの位置

図 位置と区域

●集落・歴史・文化景観類型における特徴

- ・北部から中部にかけての山下・畦野・多田などでは、昔ながらに手入れされ農作物を育ててきた田畑と集落が一体となった風景が、南部の加茂・久代などでは、都市内の緑地と集落が一体となった風景が残っており、のどかで落ち着いた印象を与えている。
- ・特に黒川地区では、古くからの生業の中で育まれてきた里山の景観が広がっている。
- ・弥生時代にさかのぼる加茂遺跡、古墳時代の勝福寺古墳、平安時代に創建された多田神社など、多くの歴史・文化的価値のある景観資源を有している。これらの遺跡や社寺等には、観光や参拝のために訪れる人があり、源氏まつりなどの伝統的行事の際には特に多くの人々が訪れる。
- ・多田神社や鴨神社などの周辺には、昔ながらの家並みや自然が残り、歴史を感じさせる景観が形成されている。

●特徴を踏まえた類型別指針

景観形成の方針

集落と農地、里山が調和した景観を形成
地域のアイデンティティを醸成する景観を形成

1. 景観の継承

都市計画や観光振興などの他分野の施策・制度も広く活用し賑わいの創出を図るとともに、人々の活動や暮らしと農地や里山、河川、ため池、集落などが一体となる美しい集落景観と生活空間を守る、地域ならではの景観の保全に努め、美しい集落景観が次世代に受け継がれるための取組を進める。

2. 歴史・文化的な建造物の保全

国の史跡として指定されている多田神社等の歴史・文化的価値の高い建造物と地域固有の歴史・文化景観の魅力及び価値を住民が共有し、将来にわたってその保全と活用などの取り組みを育む。

3. まち並みの保全

地域の自然、歴史・文化と地域活動等との調和について十分に配慮し、まち並みや歴史的眺望の視点位置を考慮した構造や意匠を検討すること。

●集落・歴史・文化景観類型における景観配慮のヒントについて

・建築物等の色彩計画

▶屋根の色彩

際立つ色彩の屋根材は避ける。いぶし銀系や黒系の色彩を使用すると、良好に調和させることができる。

▶外壁等の色彩

彩度を低く抑えたアースカラー（大地や木の幹の色等）や白や灰色（グレー）等のモノトーンを用いてまち並みや周辺の緑となじませるように配慮する。

・集落・歴史・文化景観になじむ色彩の例



彩度の高い色彩の屋根材の使用は避け、いぶし銀系の色彩にすることで良好に調和させることができる

築地塀や山門等の木材色

白壁や土壁等の色彩



外壁に木質素材を用いている例（他市）

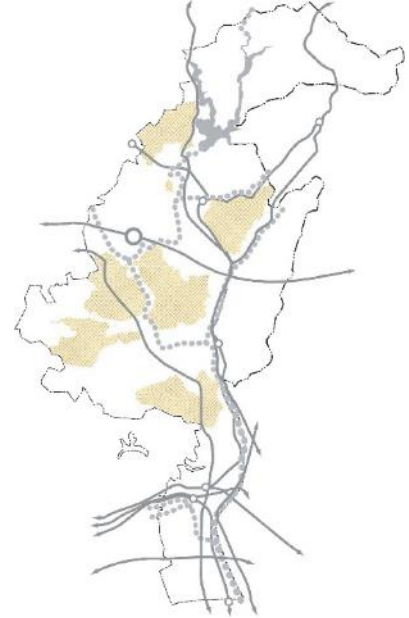
3 開発団地景観類型



緑豊かで一体感のあるまち並みの様子（緑台）



緑豊かなまち並みを印象付ける街路樹の様子（南野坂）



※市街化区域の内、大規模開発団地の区域

図 位置と区域

●開発団地景観類型における特徴

- ・計画的に開発された団地では、色彩や形状に統一感のある家並み、個々の家屋ごとに手入れされた庭木や、団地ごとに特徴のある街路樹・並木、公園の緑など、生活の場として落ち着きのある住宅地の景観を見ることができる。

●特徴を踏まえた類型別指針

景観形成の方針

家並みに統一感があり、緑豊かで潤いある景観を形成

1. まち並みの保全

既存の良好な住環境を維持・保全していくために、色彩、構造等については、周辺の住宅との色彩やトーンを揃えたまち並みとのまとまり感を考慮するとともに、周囲から見た住宅市街地への眺望にも配慮すること。

2. まち並みとの調和

公園などはまち並みとのまとまり感を考慮しつつ、住宅市街地における緑とのふれあい、人との憩いの場所としての景観形成を図りつつ、花木や植樹等を効果的に配植することで、季節感や潤いのある景観形成に努める。

●開発団地景観類型における景観配慮のヒントについて

・まちなみのイメージ



- 開発団地景観の一体感を印象付ける、街区のゆとりある宅地面積に配慮する。
- 緑豊かな開発団地景観を印象付ける街路樹等の保全に配慮した配置を検討する。
- 外観の色彩は、際立った色彩の使用は避け、まち並みに馴染んだ色彩を検討する。

4 市街地景観類型



店舗やマンション、事務所などが集積し活気あるまち並みの様子（栄根）



活発な商工の活動と住宅が共存するまち並みの様子（久代）



※大規模開発団地を除く市街化区域

図 位置と区域

●市街地景観類型における特徴

- ・旧町村の時代から形成されてきた市街地は、北・中部では住商混在型のまち並みを呈しており、南部では活発な商工の活動が生み出す景観を見ることができる。また、南部の市街地の中にはイチジク畑や桃畑が点在し、特産物を産出している。
- ・市の中心部である川西能勢口駅周辺には、都市機能と商業機能が集積し、休日は多く人でにぎわう。また、キセラ川西地区では新市街地の整備が進んでおり、低炭素まちづくりの一環として、良好な景観の形成が進められている。

●特徴を踏まえた類型別指針

景観形成の方針

まちの顔にふさわしく、にぎわいや活力を感じることでできる景観を形成

1. まち並みの保全

多様性のある住宅、中高層建築物が織りなす都市景観や地域の風土と調和した集落景観を保全するため、近隣の自然環境や公共施設、周辺のまち並み等との調和を図りながら一連のつながりある景観形成を図る。

2. 地域固有の景観の保全

幹線道路沿道や地域の玄関口となる川西インターチェンジ周辺は、その地域のイメージを想起させ、地域固有の魅力を感じられるよう、訪れた人々を「もてなす」ことのできる景観形成を図る。

3. 魅力ある景観

地域のゲート的な役割やシンボル性の要請が強い構造物については、地域住民等からの意見を把握したうえで、周辺のまち並みとの調和についても十分に検討する。

4. 地域の拠点

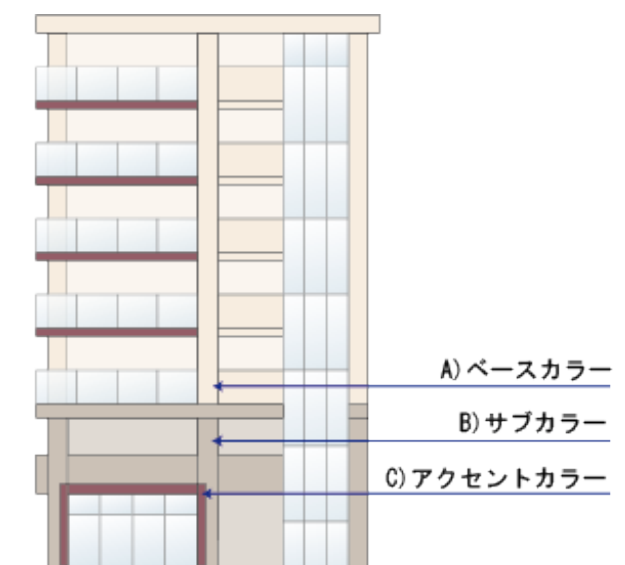
キセラ川西せせらぎ公園では、シンボルツリーなどに周辺地域の自然植生種を活用するなど緑化修景を積極的に図るとともに、せせらぎ遊歩道の水辺景観など魅力とうるおいのある空間の創出、また、防災機能を装備するなど、都市の顔として、地域周辺へと良好な景観形成を波及させることで、市街地における緑の拠点として景観形成を図っている。

●市街地景観類型における景観配慮のヒントについて

・建築物等の色彩計画

▶サブカラーとアクセントカラー

- ・建築物の低層部や通りに面した部分は、人に身近な場所であり、人が行き交う通り沿いのにぎわいを演出するのに効果的な場所である。
- ・低層部にアクセントカラーやサブカラーを効果的に用いることで、変化を持たせ、まちなみを演出するよう工夫する。ただし、必要以上の多色使いによる色彩の氾濫には注意が必要である。



- ・面積の大きな壁面に単一の色を使用するとまちなみが単調になる。B)サブカラーやC)アクセントカラーを効果的に用いることで色づかいに変化を持たせるよう工夫する。

※図は建築物のイメージ

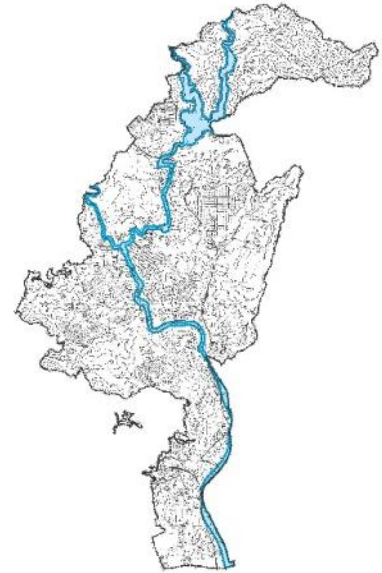
5 河川景観地区（景観形成重点地区）



市街地と調和した開放的で心地良い河川景観の様子（小戸）



自然性の高い河川景観の様子（水明台）



※景観計画で指定する河川景観地区

図 位置と区域

●河川景観地区における特徴

- ・北部・中部では、溪谷緑地に代表される自然性の高い河川の景観を見ることができる。また、南部では猪名川の川幅も広く、緩やかな流れとなり、背後の山並みや周囲の市街地と調和した開放的で心地良い景観を見ることができる。

●特徴を踏まえた類型別指針

景観形成の方針

市民が親しむことのできる開放的な心地良い景観を形成

1. 自然環境との調和

自然景観の保全のため、治水及び利水計画との整合を図りつつ、自然地形を尊重し、堰や護岸における多自然型工法等の採用等により、自然豊かな景観の保全を図る。

2. 河川環境の保全

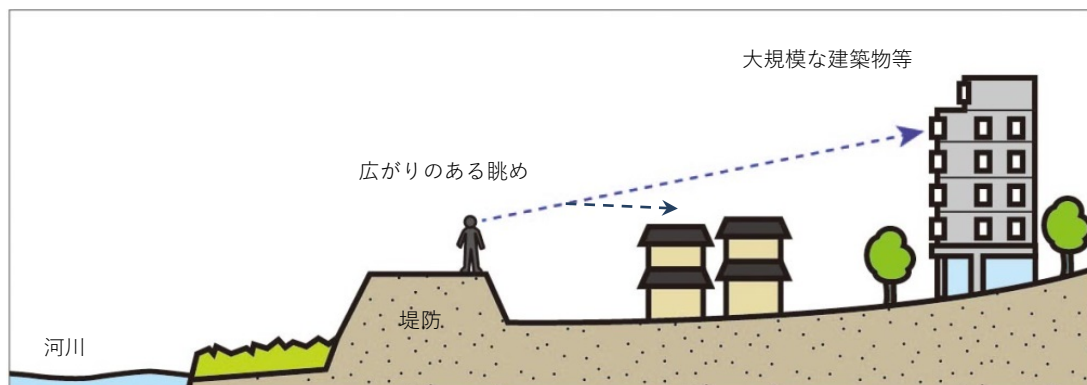
河川における生物多様性や歴史・文化を醸し出す川らしさを感じる風光明媚な景観を維持・保全するため、治水機能を確保しつつ、露岩の形状、瀬・淵、滯筋、水辺の植生および河畔林等の保全・再生に努める。

3. 地域観光との調和

一庫ダム及び知明湖付近は猪名川溪谷県立自然公園に指定され、近畿自然遊歩道のハイキングコースであり、県内でも有数の風光明媚な地区であることから、自然環境との調和による景観形成を維持する。

●河川景観地区における景観配慮のヒントについて

・河川景観のイメージ



- 河川側や河川とは反対側への広がりのある眺望を保全する。
- 建築物等の外観や屋根の色彩は、際立った色彩の使用は避け、まち並みに馴染んだ色彩を採用する。
- 河川際や堤防部分は安全性を確保した上で親水性を高める工夫を検討する。

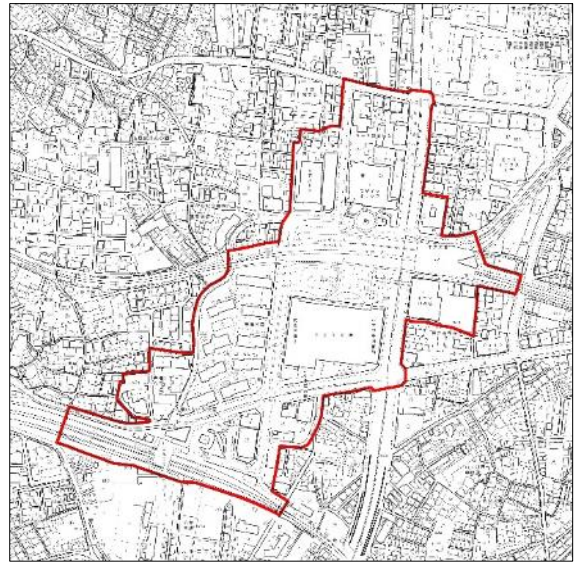
6 川西能勢口駅前地区（景観形成重点地区）



市の玄関口としてのイメージを形成しているデザインや色彩に統一感のある景観



沿道緑化と敷地の緑化により、都市に潤いをもたらしている様子



※景観計画で指定する川西能勢口駅前地区

図 位置と区域

●川西能勢口駅前地区における特徴

- ・市の中心部である川西能勢口駅前地区には、再開発により都市機能と商業機能が集積し、休日は多く人でにぎわう。

●特徴を踏まえた類型別指針

景観形成の方針

市の玄関口としてイメージづくりを先導する景観を形成

1. まち並みの保全

都市的、文化的な戸建て住宅から商業施設等の中高層建築物が混在しながらも活気あるまち並みの骨格的となる空間として、魅力的な通り景観、パノラマ景観を考慮した景観形成を図る。

2. 魅力の創出

多くの人々が暮らし、働き、訪れる川西能勢口駅前地区では、多くの人々を呼び込む都市の玄関口として、住民、事業者、行政が一体となって、オープンスペースや回遊性のある空間・まち並みによる活力とうるおいのある景観形成と「都市らしさ」を演出するブランド力高め、人を引き付ける景観形成を図る。

●川西能勢口駅前地区における景観配慮のヒント

・建築物等の色彩計画

▶サブカラーとアクセントカラー

- ・建築物の低層部や通りに面した部分は、人に身近な場所であり、人が行き交う通り沿いのにぎわいを演出するのに効果的な場所である。
- ・低層部にアクセントカラーやサブカラーを効果的に用いることで、変化を持たせ、まちなみを演出するよう工夫する。ただし、必要以上の多色使いによる色彩の氾濫には注意が必要である。

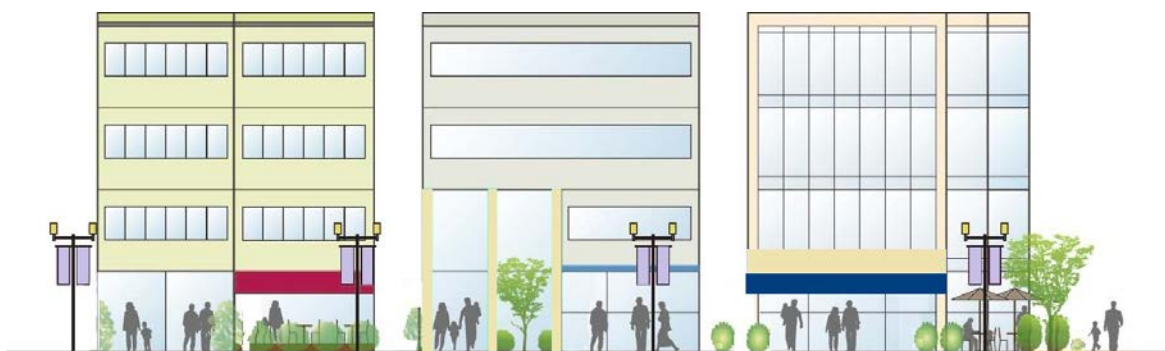


図 にぎわい演出のイメージ

※高彩度色の使用に注意すること。

6-1 利用者と対象施設

本ガイドラインによる公共施設等の景観形成は、全ての公共施設等の事業者がガイドラインを用いて主体的に取り組むことを基本としています。また、必要に応じて景観担当部署との協議や、庁内検討会議を行うことにより、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組んでいきます。

なお、特に景観形成上重要な以下の5つの施設については、カルテ（チェックシート）を使用して、きめ細かな景観検討を行います。

1. 道路



日生ニュータウン内の市道

2. 橋梁



一庫付近の橋梁（道路）

3. 河川・水路



栄根付近の水路

4. 公園・緑地



キセラ川西せせらぎ公園

5. 公共建築物等（新築・増築）



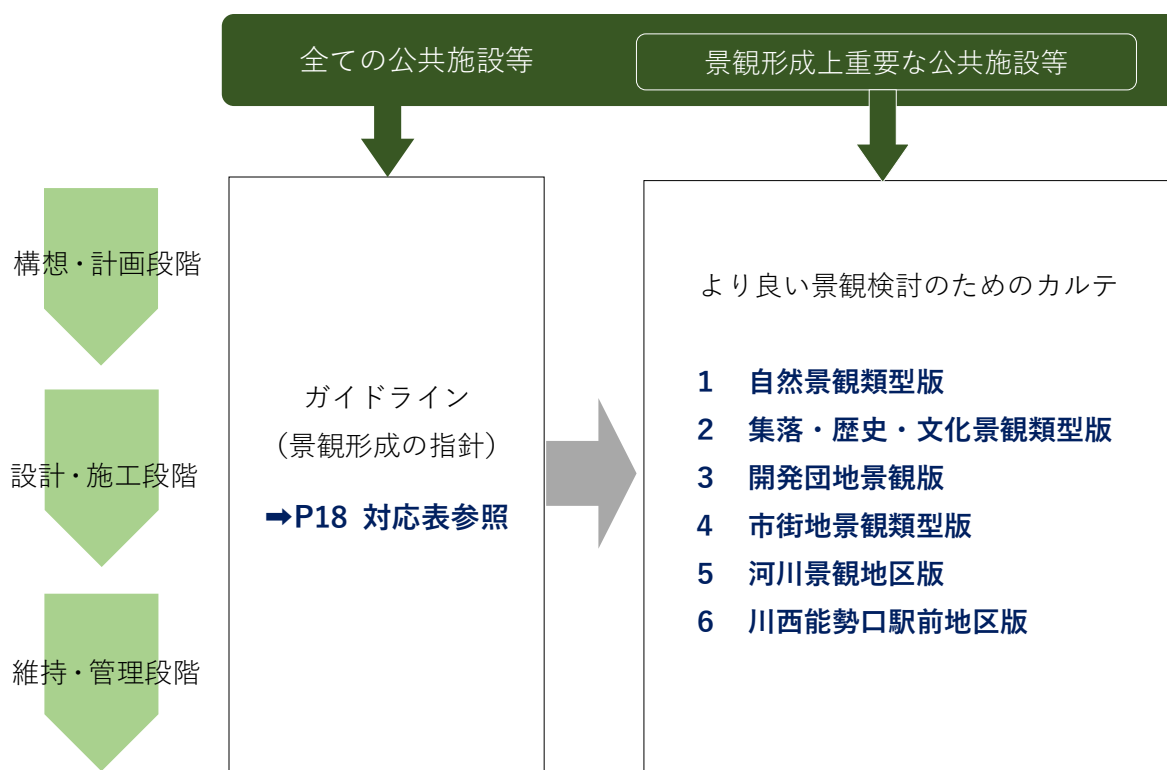
市民体育館

6-2 カルテ利用のフロー

カルテ（チェックシート）は、景観形成上重要な公共施設等の事業が行われる景観類型（景観形成重点地区）に対応しており、景観形成の指針を踏まえた内容になっています。

景観検討にあたっては、カルテの記載内容をクリアすることだけに注力するのではなく、指針等を踏まえてどのように配慮したかなど、実践した内容を極力記録するようにしてください。

このカルテが積み重なることで、各種事業における良好な景観形成に向けたヒント集となり、維持・管理段階等の景観配慮のヒントにもなります。



川西市公共施設等景観形成ガイドライン

平成 31 年 4 月発行

- 発行 川西市
兵庫県川西市中央町 12 番 1 号
- 編集 都市政策部 都市政策課